

## 「ひこにゃん」の商標使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひこにゃんの商標登録第5104692号、第5104693号、第5385268号、第5385269号および第5411684号に係る商標(以下「本件商標」という。)の使用に関し、必要な手続を定めるものとする。

(使用許諾)

第2条 本件商標を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ申請を行い、市長と使用許諾契約を締結しなければならない。ただし、当該使用が第11条第1号に該当する場合は、あらかじめ申請を行い、市長の許諾を受けることをもって足りるものとする。

- 2 前項の規定は、使用許諾を受けた事項を変更する場合についても、同様とする。
- 3 市長は、前2項の規定により本件商標の使用を許諾する場合においては、条件を付することができる。
- 4 市長は、使用申請者が第1項および第2項の規定による使用許諾の申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

(使用許諾の期間)

第3条 本件商標の使用許諾の期間は、前条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、本件商標の使用期間が限定されているときは、当該使用許諾の期間を短縮することができる。

- 2 前項の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第1項または第2項の規定により使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該使用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、在庫整理の期間として引き続き本件商標を使用することができるものとする。

(使用許諾の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を許諾しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 本件商標のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 立体物で、その表現が本件商標の立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (5) その他本件商標の使用が適当でないとき。

(使用許諾契約の解除等)

第5条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許諾契約を解除し、または当該使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱またはこの要綱に基づく取扱要領に違反したとき。
- (2) 使用者が第2条第3項の使用許諾の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、前項の規定による使用許諾契約の解除および使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(個人情報取扱い)

第6条 市長は、本件商標の使用許諾に当たり取得した使用申請者の個人情報を、彦根市個人情報保護条例(平成16年彦根市条例第25号)に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(有償使用)

第7条 本件商標の使用は、有償とする。

(使用許諾料)

第8条 本件商標を商品(販売を目的として製造する製品(そのパッケージを含む。))およびそれに準ずるものをいう。以下同じ。)に使用する場合の使用許諾料は、商品の販売総額(販売小売価格(消費税を含む。))にその予定生産数を乗じて算出される金額)に3パーセントを乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特殊な事情があると認める商品については、使用許諾料を別途個別に協議の上決定することができる。

(証紙の交付)

第9条 使用者は、有償による使用を行う場合には、商品の1個ごとに市から交付を受けた証紙を張り付けなければならない。ただし、商品の性格上直接張り付けることが難しいものについては、使用者は、市と別途協議を行った上で、当該商品の製造数量に限り、証紙の印影の直接印刷等の代替措置を執ることができる。

2 証紙代(前項ただし書の場合を含む。)は、1枚1円とする。

(使用許諾料等の納付)

第10条 使用者は、第2条の使用許諾契約を締結した日から起算して2週間以内に、第8条の規定により算出した使用許諾料(次条の規定により、使用許諾料を減額することとした場合は、減額後の使用許諾料)および前条の証紙代を指定の口座に振り込まなければならない。この場合における振込手数料は、使用者の負担とする。

2 前項の規定により納入された使用許諾料および証紙代は、理由のいかんを問わず、これを還

付しない。使用許諾を受けた事項の変更により新たに使用許諾料および証紙代が納入された場合も、同様とする。

(無償使用または減額使用)

第 11 条 第 7 条の規定にかかわらず、市長は、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 16 号)第 4 条の規定に基づき、本件商標の使用を無償で許諾し、または本件商標の使用許諾料のうち市長が必要と認める割合を減額することができる。この場合における無償または減額の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 無償の基準

ア 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。

イ 自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のため使用するとき。

ウ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。

エ 出版社、旅行会社等が使用する場合で、市への誘客効果が期待できるとき。

オ その他公益上の観点から市長が無償とすることが適当であると認めるとき。

(2) 減額の基準 公益上の観点から市長が減額することが適当であると認めるとき。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第 12 条 使用者は、第 2 条の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 6 日から施行する。